

岐阜県公報

第二千五百四十一号
平成二十六年四月三十日
(水曜日)

目次

告示

○土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定に関する告示の一部改正

(環境管理課) 二八^{ページ}一

公示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 二八一

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 二八二

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 二八二

○工事情報保管管理システム構築・運用保守委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(技術検査課) 二八三

○岐阜県道路情報提供システムのサーバ等更新・改修並びに運用維持管理における保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(道路維持課) 二八三

○土地改良区役員の就任

(西濃農林事務所) 二八四

○土地改良区役員の退任及び就任

(同) 二八四

○土地改良区の定款の変更認可

(同) 二八五

告示

岐阜県告示第四百五号

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定に関する告示
(平成二十四年岐阜県告示第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県知事 古田 肇

第一号を次のように改める。

一 形質変更時要届出区域

多治見市小田町五丁目七番一及び八三番一並びに六丁目一番一の一部、一番四の一部及び一番五

公示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ヒューマンサポート・チューブ

三代表者の氏名 池戸昇

四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市金山町戸部二〇八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、ストーカーやDV、セクハラやパワハラ、学校や職場のいじめなどのハラスメント（嫌がらせ）問題や、家庭のトラブル、恋愛問題、ひきこもりなどの精神的、人格的問題を抱えている個人及び家族並びに団体に対して、カウンセリングや行動支援及び研修・講演や総合的コンサルティングなどを行い、不特定多数の個人や団体が抱える様々なトラブルを根本的に解決し、再発防止に努め、ひとりひとりが豊かな人間関係を持つことの手助けを行い、住みよい社会づくりに寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜キングス・ガーデン

三代表者の氏名 三谷 六郎

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市長良宮口町三丁目二番地一

五 定款に記載された目的 この法人は、住民参加と自立支援及び相互扶助の精神で、在宅での介護・援助が必要な高齢者やその家族、その他の援助を必要とする人々に対して、愛を持って仕え、地域社会に根ざした介護サービスに関する事業を行い、すべての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会

づくりと、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

○大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。なお、その届出書等は平成二十六年四月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十六年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年四月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社義津屋

三 建物の名称及び所在地

（仮称）垂井ショッピングセンター複合商業施設

不破郡垂井町表佐字大持野五十五番一 外二十八筆

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十六年十二月二十二日

五 店舗面積

八、〇四二平方メートル

六 駐車場の収容台数

五四六台

七 荷さばき施設の面積

六三三平方メートル

。工事情報保管管理システム構築・運用保守委託業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告 工事情報保管管理システム構築・運用保守委託業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。 平成二十六年四月三十日 岐阜県知事 中 田 謙	
1 調達役務の名称及び数量 工事情報保管管理システム構築・運用保守委託業務 一式 2 意見の提出方法等 (1) 提出期限 平成26年 5 月20日 (火) 午後 5 時 (郵送の場合は必着のこと。) (2) 提出 先 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号 岐阜県県土整備部技術検査課建設情報係 電話 058—272—1111 (内線3630) (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する様式 (仕様書案に対する意見書) に意見等を記入し、2 の②まで持参又は郵送により提出すること。 3 仕様書案の交付期間及び交付場所 (1) 交付期間 平成26年 4 月30日 (水) から平成26年 5 月13日 (火) までの毎日 (県の機関の休日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時まで (2) 交付場所 2 の②に同じ。 4 意見招請に関する事務を担当する部局 2 の②に同じ。 5 Summary (1) Subject of the materials to be put forward for comment: Entrusted service on the architecture, operation and maintenance of construction information storage management system (2) Date and time for the distribution of materials for comment: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 30 April 2014 through 13 May 2014 (excluding weekends and national holidays) (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the	materials for comment: 5:00 p.m., 20 May 2014 (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 20 May 2014.) (4) For further information, please contact: Construction Technology Inspection Division, Department of Prefectural Land Management, Gifu Prefectural Government 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, 500-8570 Tel: 058-272-1111 Ext.3630 。岐阜県道路情報提供システムのサーバ等更新・改修並びに運用維持管理における保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告 岐阜県道路情報提供システムのサーバ等更新・改修並びに運用維持管理における保守業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。 平成二十六年四月三十日 岐阜県知事 中 田 謙
1 調達役務の名称及び数量 岐阜県道路情報提供システムのサーバ等更新・改修並びに運用維持管理における保守業務委託 一式 2 意見の提出方法等 (1) 提出期限 平成26年 5 月20日 (火) 午後 5 時 (郵送の場合は、必着のこと。) (2) 提出 先 岐阜市数田南二丁目 1 番 1 号 岐阜県県土整備部道路維持課路政係 電 話 058—272—1111 (内線3718) F A X 058—271—7682 E-mail c11657@pref.gifu.lg.jp (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。 3 仕様書案の交付期間及び交付場所	

(1) 交付期間 平成26年 4月30日 (水) から平成26年 5月20日 (火) までの毎日 (県
の機関の休日を除く。) 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 交付場所 2 の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2 の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

Operation, administration and maintenance of the Gifu Prefectural
Road Information Network System including the server replacement and
repair

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 30 April 2014 through
20 May 2014 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the
materials for comment: 5:00 p.m. 20 May 2014

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00
p.m. 20 May 2014)

(4) For further information, please contact:

Road Maintenance Division, Gifu Prefectural Government
address:

2-1-1 Yabuta-minami Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-1111 (ext.3718)

Fax: 058-271-7682

E-mail: c11657@pref.gifu.lg.jp

○ 土地改良区役員の就任

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により
公示する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
養老町河 北土地改 良区	平成 二六・三・一五	理事	久保田 勇	養老郡養老町橋爪 五二番地

○ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規
定により公示する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
五三土地 改良区	平成 二六・二・二六	理事	伊 藤 義 昭	養老郡養老町大場 四一六番地

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
五三土地 改良区	平成 二六・三・二三	理事	田 中 敏 和	養老郡養老町大場 四一八番地

○ 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規
定により公示する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日任	役名氏	名住	所
土地改良区	年月日任	役名氏	名住	所

養老町大平	平成二五・二四	理事	田中直一	養老郡養老町大場	四二番地
-------	---------	----	------	----------	------

就任した役員

土地改良区名	年月日任	役名氏	名住	所
土地改良区	年月日任	役名氏	名住	所

養老町大平	平成二六・二六	理事	田中久一	養老郡養老町大場	六二八番地
-------	---------	----	------	----------	-------

同	伊藤修	同	同	同	四六三番地
同	木村利己	同	同	同	四九番地

。土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
色目川沿岸土地改良区	平成二六・四・一八

平成二十六年四月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社